

審第5126号-1

答申第637号

令和8年1月21日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年11月18日付け疾病第2057号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1170号

令和4年10月5日付けで審査請求人から提起された、令和4年9月28日付け疾病第1594号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年9月28日付け疾病第1594号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年8月2日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県陽性者登録センターで受診診断し発生届けを提出医療機関の名称」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求の対象文書として、令和4年2月18日付け、同年4月1日付け及び同年7月21日付けの再委託承認申請書（千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配布・陽性者登録センター）の3件の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、再委託の相手方（住所、名称、代表者職氏名及び電話番号）及び再委託の予定金額（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とする、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として令和4年10月5日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、裁決を求める。

2 審査請求の理由

どこの医療機関が業務を行っているのか分からないのは不適切である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した条例第12条第1項の規定による行政文書部分開示決定に対する審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分（部分開示決定）の理由について

(1) 不開示部分について

本件対象文書中、「再委託の相手方」及び「再委託の予定金額」は条例第8条第3号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書に記載されている「再委託の相手方」は、当該情報が開示されることで、再委託先事業者において、取材対応や風評被害が発生し、通常業務に支障が出る可能性があるほか、委託事業者が取引先として開拓した再委託先事業者の名称が開示されることは、委託事業者の業務上のノウハウの流出や再委託先事業者との信頼関係に支障が生じる可能性がある。また、「再委託の予定金額」は、当該情報が開示されることで、委託事業者と再委託先事業者が共有すべきノウハウが流出することになるとともに、結局再委託先事業者においては、「再委託の相手方」と同様流出したノウハウについて取材対応や風評被害が発生し、通常業務に支障が出る可能性がある。

したがって、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であることから、条例第8条第3号に該当する。

3 弁明の内容について

審査請求人は、「どこの医療機関が業務を行っているかわからないのは不適切である。」と主張する。

しかしながら、審査請求人の主張には、なぜ不適切であるかの根拠が示されていない。また本件決定については、上記2(2)で示したとおり、条例に基づき適切に決定したものである。

したがって、本件審査請求に係る審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

実施機関は、前記第2～3のとおり本件決定を行った。これに対して審査請求人は、本件決定の取り消しを求めているため、本件決定の妥当性について次のとおり検討する。

2 本件決定の妥当性

本件対象文書は、新型コロナウイルス感染症について抗原定性検査キットの配付、医師の診断、陽性者登録等の業務を行う「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」の運営業務を県から受託者に委託する契約に基づき、受託者から県に提出された「再委託承認申請書」である。

同業務については、自社又は関連会社で検査キットを医療機関、薬局及び個人へ配付できること、一定数の医師を確保し、診断等を継続的に実施できること等の要件が受託者に求められていた。

受託者は、医薬品の開発など、製薬企業や医療機関の多様な業務を外部委託すること、製薬・ヘルスケア業界の専門人材を派遣すること等を主たる業務としており、受託者にとって、医療機関や製薬企業の取引先を確保することはかかる業務を行う上で必要不可欠であると考えられる。

本件不開示情報のうち、再委託の予定金額は受託者の営業利益に関わるものであり、これが公にされれば、競合他社が、受託者より低価格な受託金額を設定できる可能性があり、受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、再委託の相手方の情報についても、前記のとおり、受託者にとって、医療機関や製造業務の取引先を確保することは業務を行う上で必要不可欠であるところ、これが公にされれば、受託者と再委託の相手方との信頼関係を損なう可能性がある上、競合他社が再委託の相手方に働きかけを行うことで受託者が取引先を確保するのに支障を生ずる可能性があり、受託者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報は、条例第8条第3号イに該当するため、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

実施機関が行った本件決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年11月22日	諮問書の受付
令和 7年 7月28日	審議
令和 7年 9月24日	審議
令和 7年10月30日	審議
令和 7年11月26日	審議
令和 7年12月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳織	弁護士	部会長職務代理
久保 隼哉	弁護士	
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)